

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

### ②施設・事業所情報

名称：千種ピッコロ保育園	種別：保育所	
代表者氏名：近 美 樹	定員（利用人数）： 40 名	
所在地：名古屋市千種区宮根台一丁目1番17号		
TEL：052-799-8355		
ホームページ： <a href="http://www.katsurafukushi.jp/piccoro/shisetsu_tikusa.html">http://www.katsurafukushi.jp/piccoro/shisetsu_tikusa.html</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 平成25年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 桂福祉会		
職員数	常勤職員： 11 名	非常勤職員 4 名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	園長 1 名	
	主任保育士 1 名	
	保育士 7 名	3 名
	医師	1 名
	栄養士 2 名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 4室	多目的室 調乳室 沐浴室 調理室 医務室 事務室 相談室 トイレ 倉庫 テラス

### ③理念・基本方針

#### 保育理念

- ・常に子ども達にとってのよりよい環境づくりをめざし、子ども達一人ひとりの大切な命を守ります。
- ・養護と教育の一体となった保育を進め、豊かな人間性をもった子どもを育成します。

#### 保育方針

- ・温かな家庭的なぬくもりのある保育を大切にします。
- ・一人ひとりの子どもの状況や発達について理解し、発達に応じた保育をすすめます。
- ・家庭や地域との連携を図り、就労と育児の両立、地域の子育て支援等を積極的に行います。

### ④施設・事業所の特徴的な取組

・業務のICT化を推進し、業務の共有化や効率化に努めるとともに経費節約等、コスト管理に向けた取り組みを行っている。職場の5S(整理・整頓・清掃・清潔・習慣)を徹底し、収納設備や収納手法を標準化し、業務の効率化だけでなく、効率的な空間活用ができています。また、収納システムに優れている。

・保育の基本を標準化したマニュアルがあり、写真を使用して分かりやすく示している。園内研修時に、保育の方法、保育士の関わり、配慮等について話し合いの場を設け、副園長、主任から保育士に指導を行っている。保育の基本をマニュアルに明記し、一定の水準を保った上で、個々の子どもの個別性に着目した対応ができるよう、職員会議や研修会において理解を深めている。保育場面では、クラス会議等での検討やチーフ担任から指導を行っている。

・職員の年次有給休暇100%取得に取り組み、事務作業時間を勤務時間内に確保し、各種休暇制度を充実させ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就業環境づくりに取り組んでいる。また、安定した園運営のため、様々なチャネルを通じた求人活動を行い、定数以上の職員配置に努めている。また、健康診断やインフルエンザ予防接種の全額負担を実施し、早期発見・早期治療に効果を上げている。職員の福利厚生については、二つの共済会に加入し、親睦会への補助等、福利厚生の充実に取り組んでいる。

・「なごやエコキッズ認定園」として、名古屋市の環境教育プログラムを受け、実施されている。園庭はないが、近くには公園や堤防公園があり、子どもたちにとって散歩や体力づくり、自然との触れ合いの場となっている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年6月9日(契約日)～ 平成30年3月31日(評価決定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(初回)

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

＜子どもの人権を尊重する保育に重点を置いた保育の実践に努めている。＞

事業計画の中で、「一人ひとりの子どもたちの人格を尊重しながら、発達を踏まえ、心穏やかに愛情を持って接する。」との基本方針が明記されており、子どもの人権を尊重する保育に重点を置いた保育の実践に努めている。勤務マニュアルに子どもの人権を守るための留意事項を明記し、読み合わせ、確認等を行って、職員会議や勉強会で全職員の意識向上に取り組んでいる。勤務マニュアルは職員の行動規範となっており、保育実践は、毎月の職員による各種の委員会活動や各部会活動の中で見直しされ、課題改善されていくというPDCAサイクルができています。また、子どもの人権を尊重する保育の共通理解のために、合同研修会でエピソード研修を実施している。

＜子どもが主体的に活動できる環境を整備している。＞

自由遊びの時には、扉をすべて開けて、おもちゃをコーナー分けし、好きな遊びをゆったりとできる環境を作っている。牛乳パックで作った長椅子が置いてあったり、デッキでは手作りの色眼鏡で空を見上げたり、メガネの色を替えてみたり、興味を広げて遊ぶ姿が見られた。またプランターにはチューリップが芽を出し、子どもたちが水やりをしたり、積極的に世話をしている。わらべ歌や運動遊び等、保育士が活動を担当し、毎月、遊びを提供することで保育士の技術を高めるとともに、遊びを豊かにする保育に努めている。

＜職員の資質向上のため職員教育に取り組んでいる。＞

目標管理の中で意向を把握し、研修年間計画が策定され、その中で、職種別研修、テーマ別研修、経験年数に応じた研修等、様々な外部研修への参加や、各種の園内研修、公開保育等が実施されている。法人全体研修として、毎年、保育園6園で開催する大規模な合同研修会は、全職員が参加できるように日曜に開催し、外部講師からの講義と園の実践報告やグループ演習を行うもので、全園の職員が一堂に会し、顔の見える情報交流ができる機会にもなっている。参加した研修についてレポートの提出や職員会議等での報告を通して職員に周知を行い、次の研修へ反映させている。

### ◇改善を求められる点

＜福祉ニーズにもとづく公益的な事業について、さらなる活動に向けた取り組みに期待したい。＞

ミニ子育て広場、子育てサロン等、子育て相談等の実施を通して、子育て支援等の活動を行っている。毎年、関係機関連絡会議に参加して、地域の福祉ニーズの把握に努めている。

社会福祉法人改革の流れの中で、今後、社会福祉法人の使命として、公益的な事業活動がますます重要になってくる。今後とも、地域の潜在的なニーズを捉え、この分野での活動の拡充に向けた取り組みに期待したい。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の福祉サービス第三者評価の受審を通して、保育のあり方や園経営について見直すよい機会となりました。今後は、地域の福祉サービスの把握に努め、法人として活動の拡充に向けた取り組みを考えていきたいと思っております。また、保護者アンケートの結果を真摯に受け止め改善に努める事で、保護者への理解を深め信頼される園となるよう努めてまいります。

評価の良かった点についても更なる改善に努めることで、子育てニーズに対応した保育サービスの提供に努めていきたいと考えています。

## ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの

三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の二つの理念『常に子ども達にとってのよりよい環境づくりを目指し、子ども達一人一人の大切な命を守る。』『養護と教育の一体となった保育をすすめ、豊かな人間性をもった子どもを育成する。』が明文化され、理念を踏まえ、三つの具体的な基本方針『子どもの健やかな育ちの支援』『就労と育児の両立支援』『地域の子育て支援』が明文化されており、子どもだけでなく、保護者支援や地域の子育て支援も含め、当園の目指す方向性や考え方が読み取れる。また、基本方針(保育方針)に基づき、具体的な保育目標『子ども一人ひとりが現在をもっとも良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を養う。』が明文化されている。</p> <p>理念や基本方針の職員周知については、マニュアル資料を作成し、職員に配布し、クラス会議や職員会議で読み合わせ等して、園の理念や方向性を明確にし、職員のチームとしての意識を高めている。</p> <p>利用者周知については、「入園のしおり」に保育方針等を記載して、保護者に説明したり、入園の説明会や入園式、クラス懇談会、保育参加等の機会を捉えて説明している。理念、基本方針、保育目標をより分かりやすく示すために、イラストを入れたり、カラーデザインにしたりして、園内に掲示している。ホームページでの発信等を通して保護者への周知を図っている。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育事業全体動向については、法人本部からの情報提供、各種研修等の受講、各種専門誌からの情報収集等で把握し、職員周知に努めている。また、地域の特徴や変化については、市の人口動態データの収集、地域団体との連携、子育て支援活動等からニーズの把握に努めている。現在、都市部では、3歳未満児の待機児童が解消されない状況であることを把握している。また、保護者の就労状況により、長時間保育を必要とする状況等が把握・分析されている。</p>		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>把握したニーズについては職員会議で課題分析を行い、次の計画につなげていくよう取り組んでいる。例えば、3歳未満児の待機児童が解消されない状況であることを把握して、3歳未満児の定員を多く設定した運営に努めるとともに、保護者の就労状況により、長時間保育の必要性も増しているため、延長保育を実施している。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	㉠・b・c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画については、中・長期ビジョン、経営の基本方針や基本姿勢を明確にし、地域の実態を踏まえ、中・長期ニーズを予測し、5年をスパンとした中・長期計画を策定している。0、1歳児の入園希望者の増加、長時間、延長保育利用者の増加等、保育ニーズを踏まえた計画になっている。</p>			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	㉠・b・c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画については、中・長期計画に基づき、今年度の事業経営の基本方針や基本姿勢を明確にし、経営状況を分析し、保育・児童福祉制度動向や地域のニーズ動向を把握して、職員参画の上で、経営全体に渡る事業計画が策定されている。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	㉠・b・c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>計画策定にあたっては、全職員で一年間を振り返り、前年度の反省に基づき、保護者へのアンケート結果を踏まえて職員会議で検討し、見直しを行っている。</p>			
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	㉠・b・c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者には、事業計画全体の要旨や行事計画について資料を配布し、入園・進級式、クラス懇談会等の機会を捉えて説明を行っている。また、毎月の活動については各種の園だよりで周知を促している。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉠・b・c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>サービスの質の向上に向けた取り組みとして、自己評価チェックリストや園評価チェックリストを用いて、自己評価を実施して集計し、職員会議で分析・検討して見直しを行う等、一連のPDCAサイクルの継続により、保育サービスの質の向上を図っている。今年度、愛知県福祉サービス第三者評価を受審している。</p>			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	㉠・b・c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に自己評価を実施して集計し、職員会議で分析・検討して、課題を明らかにし、改善策を講じて、改善を行っている。</p>			

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、自らの役割と責任を千種ピッコロ保育園運営規程や園務分掌において明確にしている。また年間事業計画を全職員に配布し、職員会議で説明の際に、役割と責任について表明している。マニュアルの中で、有事の際の自らの役割と責任も明示し、研修等を通じて職員への周知を図っている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 保育園運営に係る遵守法令に関する各種研修会に積極的に参加し、職員会議や研修会等で説明し、職員のコンプライアンス意識の向上に努めている。法令リストはその根拠とともにマニュアルに明示し、司法書士・税理士・社会保険労務士といった法律・会計・労務管理の専門家による指導を受け、法令改正時のマニュアルの見直しを行っている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 園長は保育の現場に身を置き、保育実践の指導にあたりとともに、園内での研修や、チーフ会議、クラス会議等を通じて保育の質の向上に向けた取り組みに指導力を発揮している。また、各種委員会を設置し、職員の自主的な質の向上に向けた委員会活動を大切にしている。職員との面接を通して、職員個々の保育の振り返りや園全体の質の向上に向けた取り組みを行っている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 業務のICT化(情報通信技術)を推進して業務システムを構築し、効率化に努めるとともに経費節約等、コスト管理に向けた取り組みにも指導力を発揮している。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 中・長期計画に「人事管理」「人材の確保と育成」についての方針が明記されている。目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランについては、社会保険労務士の指導のもと、ワーク・ライフ・バランスに重点を置いたプランを作成している。また、安定した園運営のため、様々なチャネルを通じた求人活動を行い、定数以上の職員配置に努めている。キャリアパスに応じた教育研修に力を入れており、園内研修、法人内保育園との合同研修等を行うとともに、職員の目標管理を実施している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 職員心得10か条のもとに、期待する職員像を掲げている。小規模で家族的な園のメリットを活かした個別指導を実施しているとともに、社会保険労務士の指導のもと、法人の客観的な人事考課基準による職員評価を実施している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の就業状況や有給休暇の取得状況について定期的にチェックしている。特に有給休暇100%取得に取り組み、職員側に立ち、フェアで公正な職場環境づくりに努めている。また、記録物の作成や事務仕事は、シフト上に事務作業時間を確保し、勤務時間内で終わることができるように配慮している。</p> <p>職員の健康維持については、健康診断やインフルエンザの予防接種等の全額負担を実施している。職員の悩み等については、園長による随時の面談等を通して把握し、対処している。職員の福利厚生については、2か所の共済会に加入するとともに、親睦会への補助等、福利厚生の充実に取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の中で、「次世代を担うスタッフの育成」についての基本方針を明示しており、また、勤務マニュアルの中で、「職員心得10か条」に期待する職員像を掲げている。目標管理制度を導入し、年度当初に、職員個々に目標設定し、自己評価や期中、期末のフィードバック面接を通して職員の育成に取り組んでいる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画の中、「職員の資質の向上」に職員の教育・研修に関する基本方針を示している。それを踏まえて、事業計画の職員育成と研修計画の項目の中で「子どもの保育及び保護者の保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。」という基本姿勢を示している。</p> <p>個別に研修の年間計画が策定され、その中で、職種別研修、テーマ別研修、経験年数に応じた研修等、様々な外部研修への参加、各種の園内研修、公開保育、OJT研修等が実施されている。また、名古屋4園で交流研修を実施している。希望する系列園の保育に参加して、自己の保育を見直す機会を設けている。さらに、毎年、法人内保育園6園で開催する大規模な合同研修会は、全職員が参加できるように日曜に開催し、外部講師からの講義と園の実践報告やグループ演習を行うもので、全園の職員が一堂に会し、顔の見える情報交流ができる機会にもなっている。参加した研修についてレポートの提出や職員会議等での報告を通して職員に周知を行い、次の研修へ反映させている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>目標管理とリンクして個別の研修計画が策定され、職員一人ひとりの教育・研修の機会が平等に確保されている。職員一人ひとりが設定した目標について、期中、期末に園長がヒヤリングを行い、確認している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画に実習生の受け入れの基本方針として「大学、専門学校の保育実習を積極的に受け入れていく。受け入れることで、子どもが様々なことと関わる機会を増やし、また、職員にとっても自らを振り返る機会にもなるので大事にしていく。」と明記されている。実習生の受け入れについて、実習受け入れマニュアルを整備し、実習指導担当者を決めて、保育士の各種養成校から実習生を積極的に受け入れている。受け入れにあたっては、オリエンテーションを実施し、実習時のカンファレンスや実習報告書を分析し、次年度の受け入れに反映させている。また、中・高校生の職場体験学習の受け入れも行っている。</p>		

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	㉠ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページ上で、理念・基本方針をはじめ、保育園の内容、財務諸表、現況報告、苦情解決その他運営状況等を公開している。写真やイラストを活用し、読みやすく、分かりやすく、親しみやすいように工夫されている。</p>			
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉡ ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>司法書士・税理士・社会保険労務士といった法律や会計・労務管理の専門家による指導を受けている。会計事務所や社労士事務所等の経営指導を受け、経営分析を行い、経営改善に取り組んでいる。公認会計士の監査が必要になる規模の法人ではないが、現在、公認会計士による外部監査を検討中とのことであるので、今後、必要に応じて実施を検討されたい。</p>			

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉠ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画に「子ども達、職員は地域の一員であることを意識・理解し、園全体として地域に根付くことを意識していく。」「地域で地域の子を育ていき、地域の子で見守っていくことができるように、園の存在を認識してもらうようにしていく。」「園が地域の子育ての拠点となれるようにしていく。」という三つの地域交流の基本姿勢を明示している。子育て広場、ミニ子育て広場、子育てサロン等、地域で実施している催しに積極的に保育士を派遣している。園庭がない分、地域の公園等への園外保育にも積極的に出かけ、子どもと地域の人々との触れ合いの場を多く持ち、楽しむようにしている。毎年、利用する公園の清掃活動を行っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 24	㉠ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルを整備し、オリエンテーションを実施して、学生の保育ボランティアを中心に受け入れしている。インターンシップも積極的に受け入れている。中学生やボランティア、インターンシップ受け入れ時は、より綿密に注意事項を説明し、保育に支障が出ないよう、細心の注意を払い、受け入れている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉠ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>マニュアルに関係機関との連携の目的が明示されており、連絡方法が記載されている。職員会議やマニュアル研修時に確認し、情報を共有している。関係機関のリストを分かりやすく、読みやすく作成して、職員に周知している。また、お散歩マップを作成して、園周辺の公園や神社等を保護者にも分かりやすく掲示している。</p> <p>毎年、関係者連絡会議に参加して、地域の実情を把握している。幼保小連絡会議等に参加し、ケース検討を行い、課題に対応している。また、児童相談所、地域の療育センターや保健所等の関係機関と定期的な連絡会を行っており、指導や助言が必要な場合、関係機関との連携の下、保健師等による個別の巡回指導を依頼したり、その後のアフターケアにも努めている。</p>			

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>関係機関との連携や、子育て広場や子育てサロンで専門的な知識・技術や情報を地域に提供している。また、子育て相談を実施して、電話や状況に応じて面談をできるようにして、地域の具体的な子育てニーズの把握に努めている。子育て支援の情報提供はできているが、園内で地域向け研修会や講演会を開催して、地域へ参加を呼びかけるまでには至っていない。また、災害時の園の地域開放も可能であるが、地域への周知には至っていない。小規模の園であり、機能の地域還元について、少し弱いと考える。今後、地域のニーズに応じて、どのように園の機能を地域に還元していくかが課題となる。</p>		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ミニ子育て広場、子育てサロン等、子育て相談等の実施を通して、子育て支援等の活動を行っている。毎年、関係機関連絡会議に参加して、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>社会福祉法人改革の流れの中で、今後、社会福祉法人の使命として、公益的な事業活動がますます重要になってくる。今後とも、地域の潜在的なニーズを捉え、この分野での活動の拡充に向けた取り組みに期待したい。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の中で、「一人ひとりの子どもたちの人格を尊重しながら、発達を踏まえ、心穏やかに愛情を持って接する。」との基本方針が明記されており、子どもの人権を尊重する保育に重点を置き、勤務マニュアルに子どもの人権を守るための留意事項を明記し、読み合わせ、確認等を行って、全職員に周知徹底を図っている。</p> <p>子どもの人権を尊重する保育の共通理解のために、合同研修会でエピソード研修を実施している。「子どもの権利条約」について分かりやすくポスターを作成して、掲示している。子どもの名前を呼び捨てにしない、ニックネームでは呼ばないことをマニュアルに明記して、全職員に周知している。また、人権に関するポスターを作成し、掲示している。</p> <p>いろいろな国の子、障害やアレルギーがある子等、園の体制として、差別なく受け入れ、日々一緒に過ごすことで幼い子どもも自然に相手を尊重する心を育むことを目指している。</p> <p>折り紙や画用紙等の色などは、男の子の色、女の子の色等、性差で色を決めたりせず、子どもたちが好きな色を自由に選んで使用するように配慮している。園児名簿は男女別で作成しない。保育中の並び順やグループ分け、身に着けるものの色で男の子、女の子など性差について区別をしない等、性差による固定観念で保育をしないように留意している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	<b>①</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>プライバシー保護や虐待防止等の権利擁護について、マニュアルに明記し、職員会議や勉強会で全職員の意識向上に努めている。具体的には、着替えやおむつ替え、シャワー時にパーテーションを設置する等して、日常生活の場面で子どものプライバシーが守れるよう取り組んでいる。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園のしおりやホームページで分かりやすく園の内容について情報発信している。いつでも園見学の希望者に、保育の理念、保育内容の説明や、環境設備等の見学ができるようにして対応している。見学者には個別に、入園案内、入園のしおり等の資料を渡して丁寧に説明している。見学者には園の案内だけでなく、子育てに関する地域の情報提供にも努めている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時には入園のしおり等の説明資料を用いて、丁寧に説明している。園だより、クラスだより、食育だより、保健だより等で詳しくサービスの情報を提供している。入園前の説明に使用する「入園のしおり」は、読みやすく、分かりやすく、親しみやすいように、写真やイラストを多く使用している。特に対応が必要な家庭に対しては、個別にコミュニケーションを取りながら、説明している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉠ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>他の保育園へ転園する場合、保護者の同意を得て、必要に応じて情報提供する等、保育の継続性に配慮した対応を行っている。転園児保護者へは継続して、相談できることを伝えている。相談窓口について口頭で伝えているが、内容を記載した文書は渡していない。今後、内容や担当者名を明記した文書の作成に向けた取り組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に利用者満足度の調査として、保護者へのアンケートを実施し、その結果を踏まえて見直しを行い、職員会議で改善課題の発見や対応策を検討している。直ちに改善できる事項については迅速に改善し、保護者へ報告をしている。また、意見箱を設置することで保護者の意見の把握に努めている。意見箱を管理する担当者を決め、意見箱の内容を会議等で分析し、具体的な改善策を検討している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決規程を作成し、ホームページに苦情相談窓口として苦情解決責任者、苦情受付担当者をそれぞれ、園長、主任保育士として明記している。また、入園時の重要事項の説明の際に、苦情の申し出方法や第三者委員への連絡方法を詳しく説明するとともに、第三者委員の氏名、連絡先等を園内に掲示して、いつでも保護者が確認できるようにしている。日頃から保護者とのコミュニケーションが大切と考え、職員から進んで保護者にあいさつや声かけをするよう指導するとともに、話しやすい雰囲気づくりに努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園説明会、入園式などで保護者に相談窓口の利用について説明し、周知を図っている。玄関に意見箱を設置して、自由に意見を申し出しやすいようにするとともに、毎日の連絡帳を利用して、速やかに要望、意見等も記入しやすいようにしている。また、毎日の送迎時等、日々のコミュニケーションの中で保護者との信頼関係を築き、相談しやすい環境作りに配慮している。相談窓口の詳細について、掲示板に常に掲示し、相談を受ける場合は、個別に相談ができる環境を整えている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの意見や要望を受けた際の手順や対応方法、記録方法、開示方法などを定めたマニュアルを整備し、定期的に内容を見直している。相談や意見に対して、迅速な対応に努めるとともに、報告書を作成して職員会議で全職員に周知し、次への改善につなげている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画に、「各種委員会による危機管理」「保健計画」「危機管理」「衛生管理」「健康管理」等が明記され、「事故の未然防止のために」の項目の中で、「安全な保育環境の確保、緊急時における対応体制、保護者や地域住民等、関係機関との連携、子どもへの安全教育」が明記されている。また、「事故への対応」「関係者への通報」「事故状況の記録」についての基本姿勢が明記されている。</p> <p>緊急時の各種危機対応マニュアル(防犯・不審者対応、安全管理・事故等)を作成し、全職員に職員会議での読み合わせ等を通じて周知徹底している。また、各種訓練や講習(防犯・不審者対応、交通安全、救急救命講習、SIDS(乳幼児突然死症候群)対応、アレルギー誤食時対応、プール遊び等)を実施している。ドアはオートロック施錠であり、各箇所に防犯カメラを設置し、警備会社と連携した訓練を実施する等、防犯体制を確立している。</p> <p>安全対策、環境整備やリスクマネジメント委員会を設置して、ヒヤリハット事例を収集し、職員会議等で分析を行い、全職員に周知し、安全確保のための意識を高めている。ヒヤリハットについては、小さな事例でも、その都度、分析し、全職員に周知する等して再発防止に努めている。月ごとに担当を決め、保育設備や遊具、備品類に対する安全確認、メンテナンスに対する園内巡視やいろいろな場面を想定した「危険予知トレーニング」等を行い、全職員による安全に対する意識付けを強化している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衛生管理委員会を設置して、感染症の予防や対策について検討、見直しを行っている。感染症が流行する時期には、対策や対処方法について、職員会議で、マニュアルを用いて確認、話し合いを行っている。嘔吐の処理方法など感染を広めないためのマニュアルを作成し、職員間で訓練を行っている。また、その時期流行する感染症に関するポスターを掲示して、保護者の感染症に対する関心を促し、正しい知識を伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時における子どもの安全確保について、防災マニュアルを整備し、防災計画を作成して、定期的な訓練実施や地元の行政をはじめ、警備会社や警察等と連携を図り、訓練を実施している。管理責任者が備蓄リストを用いて、非常食や飲料水等の備蓄品を準備し、定期的に在庫や消費期限の確認を行っている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個々のサービスの標準的な実施方法については、法人全体の基本の保育を標準化したマニュアルがあり、写真を使用して分かりやすく示している。園内研修時に、保育の方法、保育士の関わり、配慮等について話し合いの場を設け、副園長、主任から保育士に指導を行っている。保育の基本をマニュアルに明記し、一定の水準を保った上で、個々の子どもの個別性に着目した対応ができるよう、職員会議や研修会において理解を深めている。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          クラス会議や職員会議等で、全職員が見直しを実施し、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を評価し、課題分析を行い、より質の高い保育の実践を検討している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保 42	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          アセスメントについては、統一様式で定められた手順に従ってアセスメントを行っている。入園前の健康診断時に、事前に記入してもらった記録調査票を確認しながら面談を行っている。また、状況の変化に対応し、再アセスメントを実施している。          サービス実施計画については、アセスメントに基づき、子ども一人ひとりのニーズや課題を明確にし、月末にクラスごとに担任が話し合い、子どもの状況を踏まえて、翌月の保育のかかわり方を検討して、個別指導計画を作成し、保育を実践している。支援を必要とする子どもや家庭においては、行政との連携を図っている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          指導計画は、毎月の個別記録に基づいて、随時評価、反省、見直しする等、PDCAサイクルを継続して実施することにより、保育の質の向上に向けた取り組みを行っている。保育実践の評価、反省を通じて振り返りを行い、保育の改善に活かしている。子どもや保護者のニーズ等に対する保育支援をするよう努めている。また、職員間でも変更に応じて周知して対応を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          サービス実施の記録については、職員の記録方法の均質化のため、マニュアルに保育記録や連絡帳の書き方の基本が明記しており、職員会議や園内研修で周知を図っている。一人ひとりの子どもの状況についての共有化については、事務日誌や昼礼を活用したり、職員会議等を開催し、全職員で共有できるようにしている。会議には、クラス会議、チーフ会議、職員会議へと段階を経て情報を共有する仕組みが整っており、全職員が必ず情報に触れる機会を設けている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          記録の管理体制については、個人情報保護に関するマニュアルが整備されており、新人研修の中で守秘義務の遵守を徹底して指導している。また、職員会議や園内研修において全職員に周知徹底を図っている。記録物は鍵をかけて厳重に保管されている。</p>		

#### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          保育課程は、法人の保育理念と保育方針に基づいて編成している。また、年齢ごとに編成されている。毎年評価を見直し、次の編成に活かしている。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>保 47</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園庭は無いが、保育室からすぐ戸外に出て遊ぶことができるデッキがあり、日当たりの良い安全に遊ぶことができる広場となっている。室内は床暖房であり、1歳児と2歳児の保育室は、用途に応じて仕切りを取り、様々な活動の場として利用できるようになっている。また、保育室を活動の場と食事の場と区分し、遊びには子どもたちの興味を持つ遊具をコーナーごと設置し、自由に遊びを選んで取り組むように配慮している。トイレには保育士の手作りの長椅子があり、自立的に下着を着脱できる場が設置されている。また、プライバシー保護のための手作りの衝立もある。</p>		
<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>保 48</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全職員が子ども一人ひとりの状態について共通理解し、受容の姿勢を持ち、子どもを大切にする保育に努めている。また、送迎時に声かけする等して保護者とのコミュニケーションづくりに努め、連絡ノート等で、子どもの状況に変化が見られた場合には、積極的に子育て相談に応じるよう心がける等、保護者支援に努めている。</p>		
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>保 49</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p>&lt;コメント&gt; うがい、手洗いについては市の保健師から指導を受ける仕組みがある。大きい子の場合には、自分でやりたい気持ちを大切に、できたらほめて、できた喜びや自信につなげていけるようにしている。また、家庭との連携を大切に、園でできたことを伝え、子どもの成長と一緒に喜ぶようにしている。手洗い場やトイレ等、子どもたちが積極的に利用できる清潔で安全な環境となっている。</p>		
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>保 50</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 自由遊びの時には、扉をすべて開けて、おもちゃをコーナー分けし、好きな遊びをゆったりとできる環境を作っている。牛乳パックで作った長椅子が置いてあったり、デッキでは手作りの色眼鏡で空を見上げたり、メガネの色を替えてみたり、興味を広げて遊ぶ姿が見られた。またブランターにはチューリップが芽を出し、子どもたちが水やりをしたり、積極的に世話をしている。わらべ歌や運動遊び等、保育士が活動を担当し、毎月、遊びを提供することで保育士の技術を高めるとともに、遊びを豊かにする保育に努めている。</p>		
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>保 51</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 月齢によって成長に差があるので、保育室の中は安全にゆったりと過ごせる環境づくりに努めている。散歩に出かけ、外気浴を行い、地域の人々と交流したりする等、戸外での活動も積極的に取り入れている。一人ひとりの生活リズムに合わせ、快適な環境づくりと情緒の安定を図っている。SIDS(乳幼児突然死症候群)の防止のため、午睡時には定期的にチェックを行い、記録している。</p>		
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>保 52</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの発達に応じたカリキュラムを立て、生活や遊びが基本的な生活習慣の自立へとつながっていけるよう援助している。異年齢の子と遊んだり、一緒に散歩に出かけている。子どもの自己主張や自我の育ちの支援し、一人ひとりの育ちに配慮し、柔軟性のある関わりができるように努めている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㊶ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自主的に遊びを選んで取り組んだり、自分で考えて行動できるような活動を保育計画に反映させている。公園や河川敷に散歩に出かけ、自然に触れたり、活発に体を動かして遊んでいる。ファミリースポーツやリトミック、ECC等、外部からの指導に刺激を受け、表現活動を楽しんでいる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㊶ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保健師や主治医、医療機関と連携し、情報交換を行ったり、関わり方について共有している。保護者とは日常的に話し合うように努め、不安を取り除くようにしている。他の子どもたちと一緒に、共に成長していけるよう柔軟性のある保育計画を立て、個別指導に努めている。卒園してからも相談を受ける等して、継続的に支援している。</p>		

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㊶ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>長時間、安心して過ごすことができる生活環境を整えている。活動と休息が十分に行えるよう、コーナーの作り方を考える等、環境整備に努めている。家庭への連絡事項は担当者と引継ぎを確実にし、連絡ボードに記載し、職員が共通理解できるようにしている。アレルギー児には誤食がないよう、色分けした食器と名前を記入したおやつを提供している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	㊶ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>対象児がいないため非該当</p>		

### A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㊶ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康管理、感染症マニュアルや怪我の対応マニュアルを作成している。子どもたちの既往症や予防接種等の健康記録は入園時に提出してもらっている。SIDS(乳幼児突然死症候群)に関する研修を受け、全職員に周知を図っている。定期的に午睡チェックを行い、うつぶせ寝の禁止や顔色のチェック等を行なっている。法人4園共通の保健だよりを作り、保護者に配布している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保 58	㊶ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に内科健診や歯科健診を実施し、結果を保護者に知らせている。保育参観で保健師による歯磨き指導を親子で受ける等して、その大切さを知らせる機会となっている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㊶ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アレルギー対応のマニュアルがある。毎月の献立について、園長または主任、栄養士、担任、保護者と4者面談を行い、献立の確認をしている。アレルギー食についてトレイや食器の色を変えて区別できるようにしており、おかわりは直接給食室へ取りに行くようにしている。また、テーブルを別にし、保育士が必ず付き、見守っている。緊急時の対応について職員会や研修等で全職員が把握できるようにしている。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉠・b・c
<コメント> 毎日の給食とおやつを玄関のモニターで見ることができるようにしている。レシピはいつでも提供できるよう用意している。栄養士が野菜を見せたり、触れたりする機会を作っている。食べる量は個人差に配慮し、食べる意欲がもてるように無理なく食べられるよう援助している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉠・b・c
<コメント> 子どもの発育状況に応じて細かくしたり、つぶす等の配慮をしている。食材は旬の野菜や果物、地域のメニューもふんだんに取り入れ、行事食では、七夕そうめんに星型のにんじん、節分はご飯の上に鬼の顔のトッピングをする等、楽しく食べる工夫がしてある。栄養士は子どもの喫食状況を見たり、話を聞いて献立の参考にしている。調理場は、マニュアルに沿って常に清潔に保ち、衛生点検記録簿等に記録している。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉠・b・c
<コメント> 1年の保育参加の行事については前もって入園時に知らせている。入園式後に懇談を行う等、連携を取りやすいようにしている。日々の子どもの様子については連絡ノートでやり取りをし、情報交換に努めている。保育参観を始め、様々な行事に参加する機会を作り、行事後のアンケートや意見等で確認している。家庭の状況や情報交換の内容については会議等、職員間で共有している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉠・b・c
<コメント> 子育てに不安を感じている保護者には園長が相談に応じ、対応している。保育参観や行事に出席してもらうことで、子どもの成長とともに喜び、理解を深める機会を作っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	㉠・b・c
<コメント> 子どもの様子を日々確認し、少しでも疑いのある場合は速やかに園長や主任に報告し、対応できるようにしている。虐待の対応マニュアルがあり、園内、園外で研修に参加している。必要な時は関係機関と連携を取る体制ができています。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a・㉠・c
<コメント> 定期的に自己評価を行い、ふりかえりを行なっている。保育実践のふりかえりは保育士が個別に行うだけでなく、職員相互の話し合いを通じて行い、一人では気づけなかった保育の良さや次への課題の確認につなげることが大切であるので、お互いに学び合うことが必要だと思われる。		